

# 兵庫県公報

令和4年12月14日 水曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 .....	1

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年12月14日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

### 兵庫県企業庁管理規程第3号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改める。

第6条の3第1項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の管理規程」という。)は、令和4年6月1日から適用する。  
(期末手当及び勤勉手当の内払)
- 改正後の管理規程の規定を適用する場合においては、この管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。